

令和3年第4回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和3年11月25日(木)午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

- 1 意見書の処理結果について
- 2 議案の提出について
- 3 監査結果について
- 4 損害賠償の額の決定及び和解について
- 5 議案説明員について

第4 議案第53号令和3年度長久手市一般会計補正予算（第9号）から議案第63号し尿処理に関する事務の委託についてまで
（議案の上程、提案者の説明）

第5 議案第53号
（議案に対する質疑、委員会付託）

令和3年第4回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和3年11月26日(金)午前10時開議

- 第1 諸般の報告に対する質疑
- 第2 議案第53号
(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- 第3 議案第54号令和3年度長久手市一般会計補正予算（第10号）から議案
第63号まで
(議案に対する質疑、委員会付託)

令和3年第4回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和3年12月7日(火)午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和3年第4回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和3年12月8日(水)午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和3年第4回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和3年12月9日（木）午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和3年第4回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和3年12月17日（金）午前10時開議

第1 議案第54号から議案第63号まで

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

総務くらし建設委員会

議案番号	件名
議案第61号	尾張旭市長久手市衛生組合同規約の一部を変更する規約について
議案第62号	尾張旭市長久手市衛生組合の解散について
議案第63号	し尿処理に関する事務の委託について

教育福祉委員会

議案番号	件名
議案第57号	長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第58号	長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第59号	長久手市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
議案第60号	長久手市教育支援センター条例の制定について

R3.11.25

予算決算委員会

議案番号 件 名

議案第53号 令和3年度長久手市一般会計補正予算（第9号）

予算決算委員会

議案番号	件名
議案第54号	令和3年度長久手市一般会計補正予算（第10号）
議案第55号	令和3年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第56号	令和3年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

(案)

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する

条例（昭和54年長久手町条例第18号）新旧対照表

第1条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和54年長久手町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の157.5</u> を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)	(期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の167.5</u> を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)

第2条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の162.5</u> を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割	(期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の157.5</u> を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割

合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)	合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

発委第 号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年11月 日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長

説 明

この案を提出するのは、議員の期末手当の支給割合の改定に関し、長久手市
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
ため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和54年長久手町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の157.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の167.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

第2条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の162.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げ</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の157.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げ</p>

る区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)	る区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(案)

令和3年12月〇〇日

長久手市議会情報通信機器使用基準申合せ事項

(目的)

第1条 この基準は、長久手市議会基本条例に基づき、更なる議会改革を目指すため、ICT技術を活用することで、議会機能の強化をはかり、情報通信機器が適切に使用され、議会の見える化、議会運営の効率化、議会の活性化、危機管理体制の強化等を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この申し合わせにおける用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 会議 地方自治法第102条第1項で定める定例会、臨時会、長久手市議会委員会に関する条例に規定する常任委員会(分科会を含む)、議会運営委員会、特別委員会並びに長久手市議会会議規則第116条に定める協議又は調整を行うための場をいう。
- (2) 情報通信機器 電子的にデータを処理する機能を持ち、事務処理に使用する機器(パーソナルコンピュータ、携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末等)をいう。
- (3) 会議用システム 主に会議資料等のデータを閲覧するために使用するシステムのことをいう。
- (4) グループウェア 議会の情報連絡、スケジュール管理等のサービスを提供するためのソフトウェアをいう。
- (5) アカウント ネットワークやコンピュータなどにログインするための権利をいう。

(情報通信機器の使用)

第3条 議場又は委員会の会議室において、情報通信機器を使用する議員、議会事務局職員及び執行機関の関係者(以下「使用者」という。)は許可申請書(様式1)を議長に提出し、許可を得るものとする。ただし、貸与された端末(以下「貸与端末」という。)については許可申請書の提出は不要とする。

2 会議の出席者は、会議に情報通信機器を持ち込んで使用する場合

は、当該会議の目的外で使用してはならない。

- 3 情報通信機器の使用に係る通信手段は、使用する情報通信機器に最適なものを使用者が選択する。

(端末機の貸与)

第4条 議長は議会活動及び議員活動に使用するため、議員ひとり
1台貸与するものとする。

- 2 議員は、会議又は議員活動のため必要な情報の収集、情報伝達等、貸与端末を有効に利用しなければならない。
- 3 議員は、貸与端末を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 貸与端末へのアプリケーションソフトウェアの導入は、会議その他の議員活動に必要なものに限定し、アプリケーション導入許可申請書(様式2)を議長に提出する。
- 5 貸与端末の使用に係る通信料は、市が構築(契約)した範囲内とし、追加等を認めない。
- 6 議員は、貸与端末の使用権限がなくなったときは、直ちに議長に返却しなければならない。
- 7 貸与端末を返納する場合は、データの消去、性能・機能の復元等、原状回復を行わなければならない。
- 8 使用者は、貸与端末を紛失、破損等発生させた場合、又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに事務局へ届け出るものとする。

(情報通信機器の取り扱い)

第5条 議員は、情報通信機器を使用する場合は、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がける。

(会議用システム等の利用者)

第6条 会議用システム等は、各システムのアカウントを持つ使用者でなければ利用してはならない。

(グループウェアの利用)

第7条 グループウェアの利用については別に定める。

(禁止事項)

第8条 使用者は、情報通信機器を使用するときは、次に掲げる事項についてはこれを禁止するものとする。

- (1) 会議中に音声や操作音を発する等、会議の運営上支障となる行為を行うこと。

- (2) 会議中に議長又は会議の長の許可なく会議の写真、映像等の撮影、録音等を行うこと。
- (3) 会議中に電子メールの送信、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、掲示板等への投稿を行うこと。
- (4) 貸与端末の改造、交換及び拡張機器の追加、動作環境の変更すること。
- (5) 貸与端末の性能、設定、及び機能を変更すること。
- (6) 会議中に議会活動及び議員活動に関係のないウェブサイトの閲覧及びソフトウェアを使用すること。
- (7) その他議長が定めたこと
（違反行為に対する措置）

第9条 前条に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与える。
なお、再三の注意によっても違反が改められない場合は、情報通信機器の使用を制限させることができる。

（遵守事項）

第10条 使用者は、次の各号に次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 情報の送受信は、使用者の責任において行う。
- (2) 使用者は、データの正確性を保持し、データ等の紛失、既そん等の防止に努める。
- (3) 使用者は、議会及び市から付与されたシステム等のアカウントを適切に利用するとともに、アカウントに関する情報を適切に管理する。
- (4) 個人情報等の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握し、議長に報告し、必要な措置を講ずる。

（セキュリティ対策）

第11条 使用者は、市の情報及び会議用システム等の保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

（費用負担）

第12条 貸与端末の使用に当たり、次に掲げる費用は、使用者が負担するものとする。

- (1) 第4条第4項に規定するアプリケーションソフトウェアの導入に要した費用
- (2) 第4条第8項の規定により生じた費用

(3) 第8条の各号の規定に違反したことを原因として生じた費用
(補則)

第13条 情報通信機器の使用に関し、必要な事項は議会運営委員会で協議するものとする。

2 この申合せについて定めるもののほか、必要な事項は議長が議会運営委員会の意見を聴いて定める。

附 則

この申合せは、令和3年12月〇〇日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

令和 年 月 日

長久手市議会議長

長久手市議会議員

情報通信機器持込許可申請書

長久手市議会情報通信機器使用基準申合せ事項第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 使用機器の名称
- 2 持ち込む理由
- 3 採用しているセキュリティ対策
- 4 持ち込む会議の名称及び期間
 - (1) 会議の名称 定例会、臨時会、委員会等
 - (2) 期間 年 月 日から 年 月 日まで

情報通信機器持込許可通知

令和 年 月 日

長久手市議会情報通賃機器使用基準申合せ事項第3条第1項の規定に基づく申請は、会議の運営等に 支障がないため、許可します。
支障があるため、許可しません。

長久手市議会議長

様式第2（第4条関係）

令和 年 月 日

長久手市議会議長

長久手市議会議員

アプリケーション導入許可申請書

長久手市議会情報通貨機器使用基準申合せ事項第4条第4項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 導入を希望するアプリケーション

項番	アプリケーション名称
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

アプリケーション導入許可通知

令和 年 月 日

長久手市議会情報通貨機器使用基準申合せ事項第4条の規定に基づく申請
は、議会活動及び議員活動に 支障がないため、許可します。
支障があるため、許可しません。

長久手市議会議長

委員会のオンライン会議について

●総務省の見解

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について（R2.4.30総務省通知）抜粋

議会の議員が委員会に出席することは不要不急の外出には当たらないものと考えられるが、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えないと考えられる。

その際には、現に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認や自由な意思表示の確保等に十分留意するとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる必要がある。

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会開催方法に関するQ&A（R2.7.16発出）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000698485.pdf参照

●他市の事例

○委員会条例の改正趣旨のパターン

開会・開催又は会議の特例としての「オンライン」（別紙参考）

※（委員長の）招集の規定に「オンライン」を追加

※ある程度標準的な会議手法としての「オンライン委員会」

○オンライン会議が可能な場面のパターン

①感染症対応 ①-a：新型コロナウイルス感染症

①-b：（重大な）感染症

②感染症対応＋大規模災害等

③感染症対応＋大規模災害等＋育児・介護等やむを得ない事情

オンライン会議に伴う委員会条例改正状況

愛知県議会	知立市議会	堺市議会	取手市議会
<p>(出席の特例)</p> <p>第11条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は地震、台風その他の大規模な災害の発生等により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</p> <p>2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 第1項の規定により委員会に参加した委員がある場合における次条、第13条第1項(表決)及び第26条第1項(記録)の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。</p>	<p>(開催の特例)</p> <p>第15条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開催することができる。</p> <p>2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第17条第1項及び第30条第1項の出席委員とする。</p> <p>4 オンラインを活用した委員会の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>(出席の特例)</p> <p>第13条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</p> <p>2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 第1項の規定により委員会に参加した委員は、次条、第15条第1項及び第26条第1項の出席委員とする。</p> <p>(秘密会)</p> <p>第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、第13条の2第1項の規定により委員会に参加する委員がいる委員会は、秘密会とすることができない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(会議の特例)</p> <p>第15条の2 委員長は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)を活用した会議を開くことができる。</p> <p>2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>(定足数)</p> <p>第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第31条第1項の出席委員とする。</p> <p>(秘密会)</p> <p>第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。</p> <p>2 (略)</p>